

(写)

令和6年8月9日

石川地方最低賃金審議会  
会長 栗田 真人 殿

石川地方最低賃金審議会  
石川県最低賃金専門部会  
部会長 栗田 真人

### 石川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月11日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」(同日閣議決定)に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきたところであるが、各側の意見に隔たりがあった。このため公益委員案を示したものの全会一致に至らず、採決の結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月8日発効の石川県最低賃金(時間額933円)は令和4年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

(公益代表委員)

栗田 真人  
木村 弘  
舟橋 秀明

(労働者代表委員)

徳本 喜彰  
南 芳雄  
村上 和幸

(使用者代表委員)

敷波 利子  
橋本 政人  
山下 活博

石川県最低賃金

- 1 適用する地域  
石川県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 984円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 石川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 933 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）  
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,854 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 5 年 10 月 8 日発効の石川県最低賃金の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の (3)に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$933 \text{ 円 (石川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.807$   
(可処分所得の総所得に対する比率※) = 130,859 円

※ 令和 6 年 7 月 10 日付け「令和 6 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）」資料 2 「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給 853 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 4 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

## 改正審議の経過と要望について

令和6年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ねた。

今年の審議では、労使ともに最低賃金の引上げが必要との認識では一致していたが、引上げの具体的な額を巡っては意見が分かれる状況が続き、公益委員において、最低賃金近傍で働く人の生活への影響を考慮して年間購入頻度階級別指数のうち「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数（5.4%）を重視し、地域間格差の是正、令和6年能登半島地震による影響などを総合的に考慮した上で、公益委員案として51円の引上げ額を示したものの、全会一致に至らず、同案にて採決を行った結果、別紙1のと通りの結論に達したものである。

審議の過程で労働者側は、県内事業者における人材確保・定着の観点から最低賃金を含む賃上げは急務であり、「誰もが時給1,000円」への到達を見据えた引上げ額が必要である旨を主張し、北陸3県における地域間格差の是正につながるものとなるよう求めた。とりわけ、最近の消費者物価の急激な上昇は、最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引上げが必要であることを主張した。

使用者側は、原材料価格等の上昇、コスト増分の価格転嫁が十分にできていない状況、能登半島地震による影響を受ける中小企業・小規模事業者の事情を踏まえると目安額の50円は県内の経済実態に即した金額とは言えず、引上げは困難であるとの見解を示した。加えて、能登半島地震による被害が特に大きい奥能登地域では、目安額での引上げは未だ事業再建の目途もたない状況下にある経営者にとって再建意欲をそいでしまうこととなりかねず、小規模事業者の賃金支払能力が十分に考慮されていないとして不満の意を表明した。

また、使用者側は、中央最低賃金審議会で示された今年を目安額について、消費者物価指数、特に年間購入頻度階級別指数を考慮して示されたことに一定の理解を示しつつも、仮に、来年以降も、今年と同水準での最低賃金の引上げとなった場合、事業者が急激な変化に対応することができるのか強い疑問を持ち、結果として賃上げが進まず、再び「失われた30年」の状況が生じかねないことに強い懸念を抱くことから、来年以降の中央最低賃金審議会では、企業において継続的な賃上げが可能となることを第一として、複数年の平均値を用いて具体的かつ説得的な引上げ額算出の根拠を示すことを含め、可処分所得の維持又はゆるやかな上昇がなされることに資する議論を行うよう国、中央最低賃金審議会に対して求めた。

審議では、労使双方から能登半島地震により被害を受けた事業者、中小企業・小規模事業者の厳しい事情を踏まえ、賃上げできる環境の整備を国や石川県に求める意見が多く出された。特に、取引環境については労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための施策と継続的な支援が必要であるとの指摘や、

賃金引上げに向けた支援策について、従来の助成金や補助金の制度の積極的な運用にとどまらず、経済政策の観点から一過性ではない、継続的な制度の構築など、政府全体による効果的な支援策の検討が必要であるとの指摘もあった。

政府におかれては、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求める。